

○桜井宇陀広域連合情報公開条例施行規則

〔 令和 5 年 4 月 1 日 〕
〔 規 則 第 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桜井宇陀広域連合情報公開条例（令和 5 年 3 月桜井宇陀広域連合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の用語の例による。

(公文書開示請求書)

第 3 条 条例第 9 条に規定する請求書は、公文書開示請求書（第 1 号様式）とする。

(決定等の通知)

第 4 条 条例第 10 条第 2 項の規定による通知は、公文書開示等決定期間延長通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

2 条例第 10 条第 3 項及び第 4 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部の開示をする旨の決定 公文書開示決定通知書（第 3 号様式）
- (2) 公文書の一部の開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書（第 4 号様式）
- (3) 公文書の全部の開示をしない旨の決定 公文書不開示決定通知書（第 5 号様式）

(公文書の閲覧等)

第 5 条 条例第 12 条の規定による公文書の開示をする場合において、公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 連合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第 12 条の規定による公文書の写しの交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

（費用の負担）

第 6 条 条例第 13 条第 2 項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は実費とし、その金額を納付するものとする。

（運用状況の公表）

第 7 条 条例第 19 条の規定による運用状況の公表は、広報紙に登載することにより行うものとする。

（その他）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

桜井宇陀広域連合長 様

請求者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
事業所又は事業所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

公 文 書 開 示 請 求 書

桜井宇陀広域連合情報公開条例第9条の規定により、下記のとおり公文書の開示を請求します。

記

請求する公文書の名称又は内容	
請求の目的	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付（郵送希望 有 ・ 無 ）

（注） 各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。

【職員記入欄】 この欄には、何も記入しないでください。

所管課・機関		受 付
対象公文書の名称		
備 考		

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

桜井宇陀広域連合長

印

公文書開示等決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、桜井宇陀広域連合情報公開条例第10条第2項の規定により、下記のとおり決定する期間を延長したので通知します。

記

公文書の名称	
桜井宇陀広域連合 情報公開条例 第10条第1項の 規定による期間	年 月 日から (30日間) 年 月 日まで
延長する期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
延長理由	
所管課・機関	
備考	

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井宇陀広域連合長

㊟

公文書開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、桜井宇陀広域連合情報公開条例第10条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

公文書の名称			
公文書の開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場所		
所管課・機関	電話番号 () - (内線)		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課・機関に電話等で連絡してください。

様

桜井宇陀広域連合長

⑨

公文書部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、桜井宇陀広域連合情報公開条例第10条第1項の規定により、下記のとおり部分開示することに決定したので、同条例第10条第3項の規定により通知します。

記

公文書の名称			
公文書の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
開示をしない部分の概要			
開示をしない理由	桜井宇陀広域連合情報公開条例第6条第 号に該当（理由）		
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日		
所管課・機関	電話番号（ ） — （内線）		
備考			

（教示） この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、桜井宇陀広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は桜井宇陀広域連合長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する採決の通知を受けた翌日から起算して6ヶ月以内が出訴期間となります。

- （注意）
- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 - 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課・機関へ電話等で、連絡してください。
 - 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該公文書の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。

第 年 月 号
年 月 日

様

桜井宇陀広域連合長

印

公文書不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、桜井宇陀広域連合情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり部分開示しないことに決定したので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

公文書の名称			
開示をしない理由	桜井宇陀広域連合情報公開条例第 6 条第 号に該当（理由）		
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日		
所管課・機関	電話番号（ ） — （内線）		
備考			

（教示） この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、桜井宇陀広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律 139 号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は桜井宇陀広域連合長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する採決の通知を受けた翌日から起算して 6 ヶ月以内が出訴期間となります。

- （注意）
- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 - 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課・機関へ電話等で、連絡してください。
 - 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該公文書の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。